



申第 29 号
輸送サービス労組への悪宣伝と支配介入による 第2回交渉開催
不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を求める緊急申し入れ

輸送サービス労組

- ・再調査の結果を示すこと。
- ・把握している事実と異なる回答である。退職に伴う相談の中で、なぜ特定の労働組合の話になるのか。
- ・立川営業統括センター所長の発言の主旨からも不当労働行為の事実を会社として認めるべきである。

会社

- ・回答は変わらない。聞き取りとして再調査は行っていない。
- ・所長の経験、想いを伝えたのであり、特定の労働組合に対するものではない。
- ・組織加入を阻害しかねない発言があり、厳正な対処をしたが、不当労働行為とは認められない。

- ①再調査を求めるも行っていない。不誠実な対応である。
- ②輸送サービス労組のみを敵視した現場長の発言であること。
- ③支配介入の不当労働行為であり断じて認められない。

あったことを無かったことにしない！！

あらゆる手段を活用し、
解決していくことを通告！

対立終了！！

現場の責任者である現場長の発言としてはあまりに倫理観が欠けており、企業風土の問題である！